第　　３　　章

作成した
「個別の教育支援計画」
「個別の指導計画」は？

1　「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の見直し・管理

計画の見直しについて

計画に基づいて一定期間、指導・支援を行った後に目標や指導内容について評価を行います。その評価を踏まえて「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を見直します。見通しを持って計画的に見直しを行うことが大切ですが、内容に変更が生じた場合に、その都度加除修正を行うことが必要です。

取り扱いに関する留意点

「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」には多くの個人情報が含まれているため、作成やその取り扱いに当たっては個人情報保護条例等に基づきその管理には万全を期すようにします。

＝「個別の教育支援計画」取り扱いの留意点＝

①　「個別の教育支援計画」に記入される内容は、重要な個人情報である。
②　学校は、個人情報の管理について組織的に取り組み、管理を徹底する必要がある。
③　支援機関との情報交換において、公務員としての守秘義務を意識することが必要であることを認識する。

○　情報の開示、共有

「個別の教育支援計画」は原則として本人及び保護者への開示を前提として作成します。「個別の教育支援計画」を指導に活かしていくためには各関係者・関係機関との情報共有が大切です。関係者とのケース会議等において計画のコピーを使用する際は、使用後、回収して廃棄するなどの配慮が必要です。

○　保管場所について

学校における「個別の教育支援計画」の保管については指導要録と同様です。校内で保管場所、保管責任者を決め、保管場所に鍵を掛けるなどして厳重に保管します。

すぐに情報が取り出せる便利さは必要ですが、情報の保管・管理のミスは許されませんので、常に責任者がチェックするなど注意が必要です。

○　取り扱いに関する研修会を行う

各学校における「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の取り扱いに関して研修を行い、全教員で共通理解することが必要です。

2　「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」の活用

教員の連携ツールとして

「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」は、対象生徒本人が学校生活を豊かに送るための学校内の連携ツールとして活用できます。

学校内でも対象生徒にかかわる教員は担任や教科担当等いますが、それぞれが個々にかかわるのではなく、教員相互が連携して対象生徒にかかわることで適切な指導と必要な支援を行うことができます。

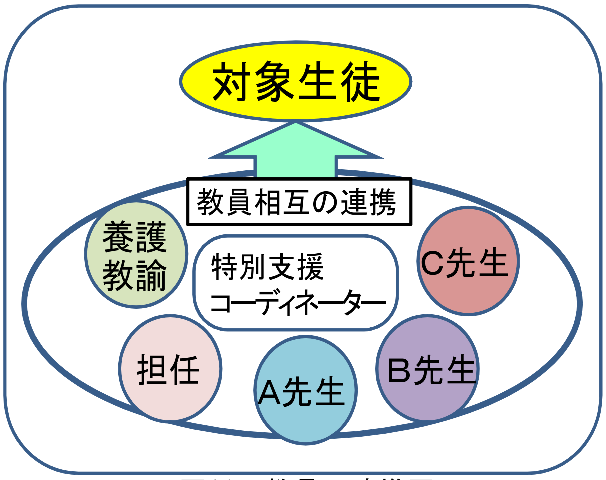

図11　教員の連携図

「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」で、本人の課題を共通理解することによって一貫した指導・支援ができるのです。

「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を作成することは、対象生徒とかかわる教員同士が連携し、対象生徒への見方を共有できます。そうすることで、生徒に対する教員の意識を変えることになります。

連携を図ることで、

- ○分かる授業の創造
- ○指導の経過の記録
- ○生徒理解
- ○教員同士の結び付き
- ○教員の特別支援教育に対する意識の高まり
- ○保護者との連携

等の効果が望めます。

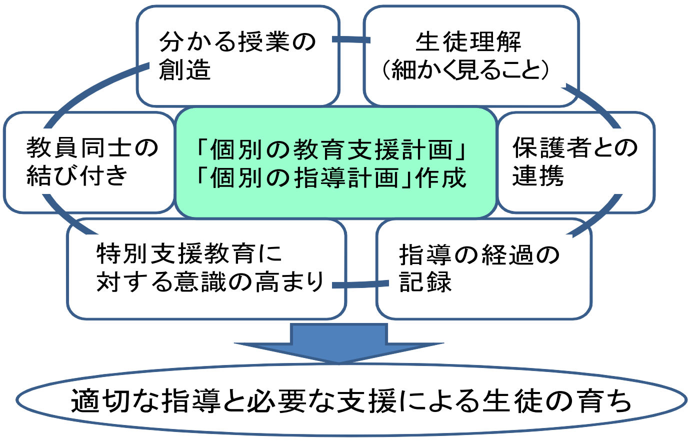

図12　「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」作成の効果

このことが、生徒自身にとっての学力の向上や将来へ向けて必要な力の習得につながります。

授業の工夫へ向けての活用

「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を作成し、教員で共通理解を図り、指導に活かしていくことが大切であることは、これまで述べてきた通りですが、その中で、特に「個別の指導計画」に記載している授業での支援内容については、授業で具体的に取り組んでいくことが大切です。

対象生徒への個別の指導・支援（例）

・全体の指示の後、個別にもう一度指示をする。
・個別に学習プリントを準備する。
・授業中、机間指導をしながら補充指導を行う。
・放課後に補充学習を行う。

対象生徒の実態から個別の指導・支援は重要ですが、授業を工夫することで、対象生徒が学びやすくなります。

授業を工夫する観点（例）

「導入の段階」	・学習の準備や授業に臨めるようにしているか ・学習に見通しをもたせるようにしているか
「展開の段階」	・生徒が理解できるような説明ができているか ・活動の手順を提示しているか ・活動時間が確保できているか ・集中できるような環境を整えているか
「まとめの段階」	・授業の重要なポイントを示しているか ・次の時間の見通しをもたせているか

工夫の観点（例）

○学習環境	○教師の指示	○板　書	○教材・形態
・授業でのルールの明示 ・必要なものだけを掲示	・ゆっくりと話す ・指示内容を板書する ・はじめと終わりを明示	・文字の大きさ ・文字の色 （種類別に色分け）	・プリントの工夫 ・グループでの学習 （グループの人数）

これらの工夫の観点は、「対象生徒にとって、ないと困る支援、すべての生徒にとって、あれば便利な支援」の内容です。

授業公開などを積極的に行い、授業のユニバーサルデザイン化の視点から授業を見直し、対象生徒だけでなくすべての生徒に分かる授業へと改善していくことが大切です。

生徒の自己理解を図るために

高等学校段階になると、進学や就職など進路にかかわることが大きな課題となります。対象生徒の進路指導については、右の表のように５つの内容が大切になるといわれています。

特に、生徒自身が自分の特性、長所、短所等を理解し、困難な状況を自分で切り開いて解決していく力を育てることが大切です。

進路指導で大切な内容

① 自己理解を図ること
自分の特性、長所、短所、興味・関心、学習、適性等を客観的に理解すること

② 集団や社会で必要なスキルの獲得
集団や社会でのマナーや人とのかかわり方等のスキルを身に付けること

③ 社会体験の必要性
様々な体験を通して、社会生活に関する知見を深めること

④ 自己選択・自己決定
人とかかわりながらも、自分のことを最終的に決めるのは自分であるという意識と行動を身に付けること

⑤ コミュニケーション力
自分の気持ちや相手に伝えたいことを話したり書いたりして伝えることができる力を身に付けること

目標をもたせることは大切ですが、一度にたくさんのことを設定すると、見通しがもてなくなります。また、目標を達成できなかったことが、本人にとって「失敗経験」としてとらえられてしまうこともあります。

対象生徒にとって、達成可能な目標設定と目標に向かって取り組んでいる姿を評価することが大切です。卒業までなど、長期的な目標をもたせつつも、少しずつ細かな段階で短期的な目標設定をすることで目標達成の回数も増え、自信につながり自己肯定感が高まります。

このような指導を通して、対象生徒本人が、自分でできること、支援が必要なこと、自分で解決できること、支援があって解決が可能なこと等を理解できるようになります。

対象生徒の自己理解を図るために、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成段階から対象生徒本人がかかわるようにすることも大切です。対象生徒が、自分の目標を設定し、自分自身で解決していく力を付けることで、将来、たくましく生きる社会人として成長していくことができます。

「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」は教員が生徒を指導するための資料となるだけでなく、対象生徒本人が自分の変化や対処法を振り返ることができるツールとして活用できるものであると考えます。